

生産記録については様式を定めていますが、参考様式として農業者団体等が市町村に実施状況報告を提出するにあたり最低限必要な項目をまとめたものです。

●対象活動:炭の投入

組織名	環境営農組合	
氏 名	農林太郎	

ほ場名	実施面積(a)	作物名(5割低減)
100-1	100a	水稻

(注1)記入欄が足りない場合は、別様式(任意)を用いることも可。

1. 対象活動

炭の入手方法	投入量 (kg(L)/10a)	投入時期	備考
購入炭	40	〇月〇日	
自家製炭	10	〇月〇日	稲わら
合計	50		

(注1)自家製炭の場合は、木竹由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来(もみ殻くん炭)又は木の実由来の原料であること、また備考欄に原料を記載すること。
(注2)10アール当たり50kg以上(又は500リットル以上(施用する炭がもみ殻くん炭である場合に限り。))の炭を施用すること。

・複数ほ場について作成する場合は、交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積がわかる書類と突き合わせられるように、通し番号等によって整理してください。
・異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ場合は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

・実施した時期については、年月日だけでなく、〇月上旬などの時期を記載することも可能です。
・見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入してください。
・「炭の入手方法」欄は、購入炭及び自家製炭の両方を施用した場合はどちらも記載してください。
・「合計」は50kg/10a以上(もみ殻くん炭の場合は50kg又は500L/10a以上)となっているか確認してください。

1ー1. 自家製炭を使用した場合

製造会社名	型式	処理量	作業日①	作業時間①	作業日②	作業時間②
〇〇株式会社	MAFF450	450kg/回	令和〇年〇月〇日	13:00~18:00	令和〇年〇月〇日	13:00~18:00

(注1)市販の炭化装置を用いて販売元の示す炭化方法にしたがって製炭したもので十分に炭化しているものであること。
(注2)塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれている炭を使用しないこと。
(注3)型式及び処理量については、販売元の示す炭化方法が確認できる書類から確認できる場合は省略可
(注4)記入欄が足りない場合は、別様式(任意)を用いることも可。

・「型式」及び「処理量」については、販売元の示す炭化方法が確認できる書類から確認できる場合は省略可能です。

2. 主作物の主な作業工程

作業名	は種	定植・移植	収穫開始日	収穫終了日
実施時期	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日

・作業名にある主な作業の実施時期を記入してください。

「使用肥料」、「使用農薬」欄には、生産過程等において使用した全ての化学肥料・化学合成農薬について、化学肥料窒素成分の割合、使用時期、使用量、節減対象農薬成分回数等を具体的に記載してください。

3. 使用肥料(5割低減の取組)

資材等の名称	化学肥料 窒素成分 の割合(%)	使用量 (kg/10a)	【5割低減】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	【慣行レベル】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	使用時期	備考
〇〇500(基肥)	15	20	3		令和〇年〇月〇日	
合計			3	8		

計算の仕方
 $20\text{kg}/10\text{a} \times 15\% = 3.0\text{kgN}/10\text{a}$
合 計 3.0kgN/10a
「合計」欄には化学肥料窒素成分量の合計値を記入してください。

・化学肥料窒素成分量が慣行の5割以上削減されていることを確認してください。

(注1)化学肥料のほか、指定混合肥料、混合堆肥複合肥料、混合汚泥複合肥料等などの化学肥料窒素成分を含む肥料を施用する場合は全て記載すること。
(注2)適宜、行を追加して記入すること。

4. 使用農薬(5割低減の取組)

農薬名 (商品名、剤型)	用途	【5割低減】 節減対象農薬 成分回数	【慣行レベル】 節減対象農薬 成分回数	使用時期	備考
〇〇粒剤	殺菌剤	1		令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺虫殺菌剤	3		令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺菌剤	1		令和〇年〇月〇日	
〇〇フロアブル	植物成長調整剤	1		令和〇年〇月〇日	
〇〇乳剤	除草剤	2		令和〇年〇月〇日	
〇〇顆粒水和剤	殺虫剤	—		令和〇年〇月〇日	日本農林規格(JAS)適合
〇〇フロアブル	その他	1		令和〇年〇月〇日	
合計		9	18		

計算の仕方
殺菌剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1
殺虫殺菌剤(3成分) 1回 × 3成分 = 3
殺菌剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1
植物成長調整剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1
除草剤(2成分) 1回 × 2成分 = 2
殺虫剤(1成分) 1回 × 1成分 = 0※JAS適合資材
その他(1成分) 1回 × 1成分 = 1
合 計 9
「合計」欄には化学合成農薬成分回数の合計値を記入してください。

・節減対象農薬成分回数が慣行の5割以上削減されていることを確認してください。

5. 保管書類

☒ 炭の購入伝票等の写し(購入した場合) ☒ 販売元の示す炭化方法が確認できる書類(自家製炭の場合)

☒ 実施要領第9の1の(1)に定める取組共通の書類

□がある項目については、該当する項目の□に■又は✓を記入すること。

※ 以下の化学肥料、化学合成農薬については使用量、使用回数に算入しないことができます。
○ 有機農産物の日本農林規格の表A.1の肥料及び土壌改良資材、表B.1の農薬
○ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物の場合、種子や苗等に使用されている化学合成農薬(この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとします。)
○ 植物防疫法に基づき実施される警報に基づく防除において使用される化学合成農薬